

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	8.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示す。
- 2 連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。
- 3 将来負担比率の「—」は、将来負担比率が算定されないことを示す。
- 4 各比率の括弧内数値は、新富町の早期健全化基準を示す。

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率について

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
新富町水道事業	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 経営健全化基準は、「20％」である。

用語説明

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

〈実質赤字比率〉

前年度の普通会計の収支が赤字の場合、その赤字額を標準財政規模の額で除した数値。

〈連結実質赤字比率〉

前年度の普通会計と特別会計を合わせた総収支が赤字の場合、その赤字額を標準財政規模の額で除した数値。

〈実質公債費比率〉

普通会計及び特別会計並びに一部事務組合の地方債の元利償還金と準元利償還金を合算して算出された公債費比率。

〈将来負担比率〉

一般会計等の地方債の残高、公債費に準じる債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等の地方債の償還に充てるために必要な負担金等の合計額及び職員の退職手当の負担見込額等から、地方債の償還等に充当できる特定財源及び基金の残高を控除した額を、標準財政規模の額から算定公債費等の額を控除した額で除した数値。

〈早期健全化基準〉

地方公共団体が自主的・計画的に財政の健全化を図る基準で、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率について

〈資金不足比率〉

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

〈経営健全化基準〉

地方公共団体が自主的・計画的に財政の健全化を図る基準で、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。